

どの年度の介護保険料の通知書かを記載しています。

※ ■ 令和 4年度

### 介護保険料納入通知書

#### (特別徴収決定通知書)

令和 4年 7月 XX日

お問い合わせの際は  
・被保険者番号  
・被保険者氏名 をお伝えください。

口座情報の記載があり、【保険料額】の【普通徴収(円)】に記載がある場合は、記載の口座から【普通徴収(円)】分を振り替えます。

※振替日は【普通徴収の場合の納期限】に記載の各日付です。  
残高不足にご注意ください。

通知書に記載されている年度の年間保険料です。

次ページで解説します。

被保険者番号	0000123456	世帯番号	654321
被保険者氏名	香芝 太郎		
生年月日	昭和12年1月1日	性別	男
下記に記載のある方は口座振替による納付です。			
金融機関	南都銀行香芝支店		
口座種別	普通		
口座番号	1234***		
口座名義人	カハ 知		
年間保険料	58,800円		

決定理由	確定賦課
徴収方法	特別徴収(普徴併用)
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

T639-0251  
奈良県香芝市蓮坂一丁目374番地1  
香芝市役所 介護福祉課  
(香芝市総合福祉センター内)  
電話：0745-79-7521

次ページで解説します。

適用している所得段階を月別に記載しています。この通知書の例の場合、年間を通して第5段階と判定しています。  
<段階が「5」となった理由>

【保険料算定の根拠】

合計所得金額	0円
年金収入額	1,264,127円
本人の課税状況	非課税
世帯の課税状況	課税
老齢福祉年金	なし
その他の事由	

・本人は住民税非課税で同一世帯の家族は住民税課税  
・本人の年金収入額と合計所得金額  
↳ 1,264,127円 + 0円 = 1,264,127円

第5段階 (年間58,800円)

転入または転出、年度の途中で65歳になった、死亡した場合は、介護保険料が発生する月にのみ所得段階の数値が記載されます。

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7											

5月中に転出や死亡した場合の記載例

【保険料算定の根拠】

合計所得金額	0円
年金収入額	1,264,127円
本人の課税状況	非課税
世帯の課税状況	課税
老齢福祉年金	なし
その他の事由	

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。

<お問合せ先>

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月	0			
5月				
6月	0			
7月		1期分	9,800	令和4年8月1日
8月	0	2期分	9,800	令和4年8月31日
9月		3期分	9,800	令和4年9月30日
10月	9,800	4期分	0	令和4年10月31日
11月		5期分	0	令和4年11月30日
12月	9,800	6期分	0	令和4年12月26日
1月		7期分	0	令和5年1月31日
2月	9,800	8期分	0	令和5年2月28日
3月				
計	29,400	計	29,400	
合計額			58,800円	

この通知書の例の場合、10月、12月、2月の年金支給時に、それぞれ9,800円ずつ年金から天引き(特別徴収)することを記載しています。

(2月の年金天引き額は来年度の4月、6月、8月の天引き額となります。)

この通知書の例の場合、令和4年8月1日と令和4年8月31日、令和4年9月30日の各日までに9,800円ずつ納付書もしくは口座振替をする必要があることを記載しています。

決定理由	確定賦課
徴収方法	特別徴収（普徴併用）
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

決定理由	7月上旬に送付する決定通知書には「確定賦課」と記載されます（年度途中で送付される変更通知書には、変更理由を記載しています《例：転入、65歳到達、転出、死亡、所得更正など》）。	
徴収方法	特別徴収	保険料を年金から天引きされるかたの徴収方法です。支払に関する手続きは不要です。
	普通徴収	保険料を同封の納付書での支払が必要なかたの徴収方法です。口座振替手続きがお済みのかた（※）へは納付書を同封していません。
	特別徴収（普徴併用）	年金からの天引きのほか、別途同封の納付書での支払が必要なかたの徴収方法です。口座振替手続きがお済みのかた（※）へは納付書を同封していません。
	普通徴収（特徴中止）	4月以降に介護保険の資格喪失（転出・死亡）されたかたや、4月から8月までの年金天引きで年間保険料をすべて天引きされたかたの徴収方法です。 通知書内の「保険料額」欄にある「普通徴収（円）」の項目に金額が記載されていない場合は、支払に関する手続きは不要です。
	（※）口座振替の日は各期の「普通徴収の場合の納期限」欄に記載されている各日付になります。	
特別徴収義務者	年金からの天引き（特別徴収）があるかたについて、どの年金から天引きされるかを記載しています。	
特別徴収対象年金		

### 【保険料算定の根拠】

合計所得金額	0円
年金収入額	1,264,127円
本人の課税状況	非課税
世帯の課税状況	課税
老齢福祉年金	なし
その他の事由	

合計所得金額	<p>収入から必要経費に相当する金額を控除した金額で、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。</p> <p>また、土地・建物の譲渡所得がある場合は、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額です。</p> <p>（※）所得の内訳などについては、税務課へお問い合わせください。</p> <p><b>★合計所得金額に関する特例★</b></p> <p>&lt;第1～5段階のかた&gt; 合計所得金額に「給与所得」が含まれる場合、給与所得の金額から10万円を控除（控除後の金額が0円を下回る場合、0円）。</p> <p>（※給与所得の金額が租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合、所得金額調整控除前の金額）</p> <p>&lt;第6段階以上のかた&gt; 合計所得金額に給与所得または公的年金等の所得（雑所得）が含まれる場合、給与所得及び公的年金等の所得（雑所得）の合計額から10万円を控除（控除後の金額が0円を下回る場合、0円）。</p>
年金収入額	<p>前年1～12月の間の公的年金の収入額(額面)です（遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません）。</p> <p>年金機構や企業年金組合などから支給される前年分の源泉徴収票で金額を確認できます。</p>
本人の課税状況	通知書に記載されている年度の被保険者本人の個人住民税が「課税」か「非課税」かを記載です。
世帯の課税状況	同じ世帯のかたの通知書に記載されている年度の個人住民税が「課税」か「非課税」かを記載です。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
その他の事由	生活保護受給者の場合に記載です。